

## 建設機械抵当法施行令(別表)

## ■が対象となる建設機械

種類	名称	範囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの
	ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが2本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が8トン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が2トン以上のもの
9 砕石・選別機械	フィーダー	3キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、3キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシュャー	ドラムウォッシュャー又はスクリーウォッシュャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの
	コンクリートブレイサー	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパースしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの
作業台船		
13 その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの